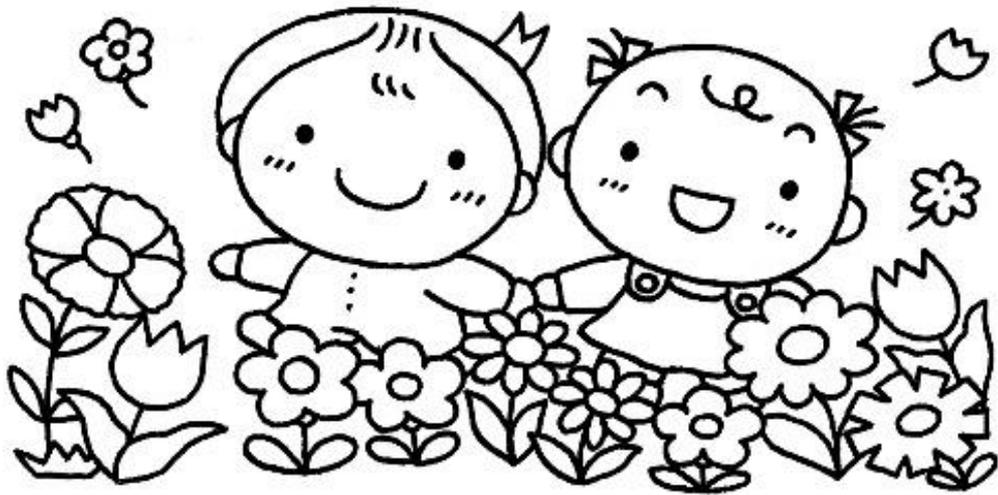


休日保育事業

利用のしおり



<事務担当課>

福島市 こども未来部 幼保支援課 幼保管理係
福島市五老内町3-1 ☎024-572-3418

<実施施設>

福島市立もりあい認定こども園
福島市野田町字八天29-1 ☎024-573-2800

◇ 休日保育事業とは

お仕事の都合により、日曜や祝日にご家庭でお子さまの保育ができないとき、保育施設でお子さまをお預かりする事業です。

(1) 対象児童

市内に在住し、子ども・子育て支援新制度における2号または3号の教育・保育給付認定（認定の事由と同様の要件で休日等に保育を必要とする児童に限る）を受け、既に認可保育施設を利用しており、休日等に保育が必要な生後6か月から5歳児のお子さま。

(2) 休日保育を行う施設及び実施日

①実施施設 福島市立もりあい認定こども園（福島市野田町字八天29-1）

②実施日 日曜日、祝日（振替休日を含む） 8:00～17:30

ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は除く

※短時間保育の認定を受けている方は8:30～16:30までの保育となります。延長保育はございませんのでご了承ください。

※施設で実施が困難なときは、休止する場合があります。



(3) 保育定員（一日の利用定員）

0歳児：3人、1～2歳児：5人、3～5歳児：7人（合計15人）

※年齢区分は当該年度初日の前日における満年齢となりますので、同一年度中は同じ年齢区分となります。

(4) 利用料

保育所等の通常利用の一部となりますので、別途料金は掛かりません

休日保育を利用した場合、代わりに月曜日～土曜日に利用している施設で、利用しない日を設けてください。

◇ 申込手続き・問い合わせ

(1) 利用登録手続き（※休日保育を利用する場合は事前の登録が必要です。）

①オンライン申請により、面談希望日をご連絡ください。

後日、もりあい認定こども園より面談日をご連絡いたします。

②もりあい認定こども園において保護者及び児童との面談を行い、お子様のアレルギー等の有無、保育に必要なお子様の状況などをお伺いし、利用登録いたします。

※面談当日は、休日保育利用登録書（様式1）、児童状況調査書（様式2）、「身分証明書（免許証、マイナンバーカード等）」をご持参し、お子さんと一緒にいらしてください。

※休日保育利用登録書（様式1）へは、裏面に平日利用している保育施設より、署名をいただいた上でご持参ください。

※申請書については、市のホームページからダウンロードするか、もしくはもりあい認定こども園、幼保支援課で配布しています。

(2) 利用予約方法

①利用日の1カ月前よりLINEによる申請にて受け付けいたします。

※利用は先着順で、土・祝休日を除いた実施日3日前の平日まで申し込みが可能ですが、定員に達した場合はその時点で終了となります。

例) 4月27日、4月29日実施の休日保育の場合

日	月	火	水	木	金	土
20	21	22	23 27日分	24 29日分	25	26
27 休日保育	28	29 休日保育	30			

それぞれの締切日の
23時59分まで申込可能です。

◇ 欠席（取り消し）の連絡

休日保育の必要がなくなった場合は、必ず、以下のとおり速やかに取り消しをしてください。

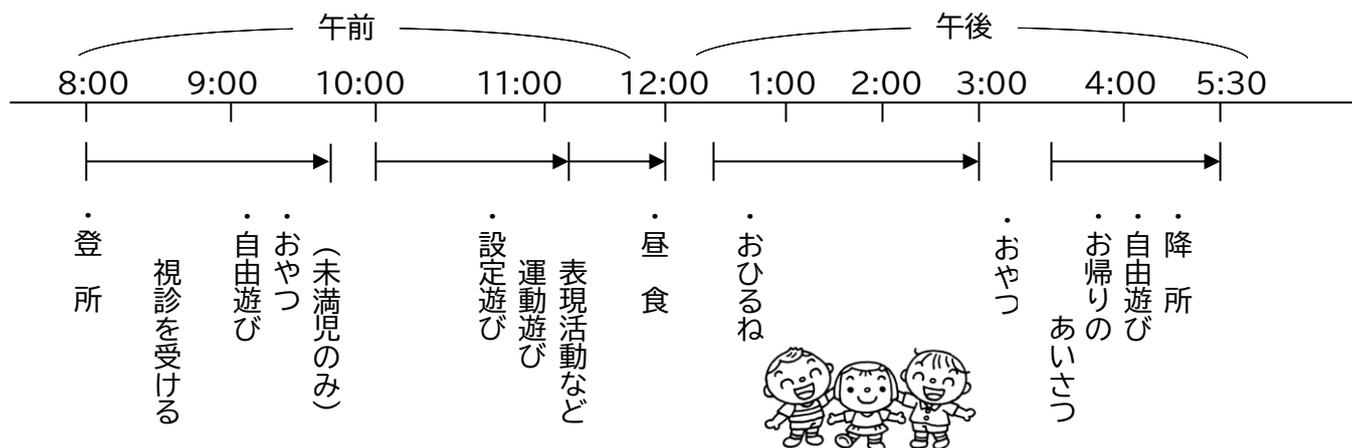
- (1) 申込期限※注1までの取り消しはLINEで行ってください。
- (2) 申込期限※注1を過ぎてからの取り消しは、もりあい認定こども園に直接電話にてご連絡ください。（遅くとも利用日の午前9時までに、休日保育の予約をしていること、氏名、欠席理由をお知らせください。）

注1：土・祝休日を除いた実施日3日前の平日

※度重なる予約の取り消し又は無断欠席があった場合は、その後の申込みを制限又はお断りすることがありますのでご注意ください。

◇ 登園・降園

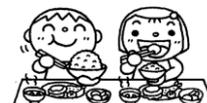
- (1) こども園への送り迎えは、必ず保護者の責任で行い、保育教諭と確認し合ってください。
- (2) お子さんを送迎する際は、お子さんの当日の健康状態等を必ず保育教諭と連絡し合い、安全な保育にご協力ください。
- (3) 初回の利用は、平日利用している施設で慣らし保育が終了してからになります。



◇ 給食

以下の時間を利用した場合、給食・おやつが提供されます。

- ・午前9時～午前9時30分の間利用： おやつ提供（未満児のみ）
- ・午前11時～正午の間利用： 給食提供
- ・午後3時～午後4時の間利用： おやつ提供



※食物アレルギーや宗教等の理由で給食が食べられない場合は、昼食を持参願います。

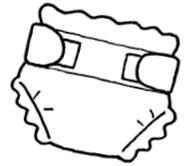
◇ 服装

- 1 自分で着脱できるものを着用させてください。
※つなぎズボン、ベルトズボン、背中ボタンやフード付きの服は、危険防止のため避けてください。
- 2 清潔で動きやすく、汚れてもいい服を着用させてください。
- 3 履き物は、ズックを履いてきてください。雨・雪の日は長靴でも構いません。
- 4 ジャンパー、コート類には、衣服かけにかけられるよう襟部分にループをつけてください。
- 5 冬期間は、自家用車で往復される場合も防寒用の衣類を着用させてください。
※衣類には必ず全てに名前を記入してください。

◇ 持参するもの

〈着替え〉

- 上着類（上下3組）
- 下着類（上下3組）
- 靴 下
- おむつ・おしりふき（おむつ使用の方）
- おむつ交換用フェイスタオル（おむつ使用の方）
- 上履き（3歳～5歳児）
- ループつきタオル（2枚）



〈汚れ物入れ〉

- スーパーの買い物袋（MまたはLサイズ）2枚

〈おひるね用具〉

- おひるね用の布団
 - ・0～2歳児 敷布団（袋状のカバーをつける）
 - ・3～5歳児 バスタオル（コット（簡易ベット）用）
- 毛布（ジュニア用）（夏季はタオルケットをご用意ください）
※まくらは使用しません。



〈食事用具〉

- コップ（割れにくく扱いやすいもの）
- コップ袋
- 食事用エプロン（0～2歳児）3枚
- 口拭きタオル（0～2歳児）3枚

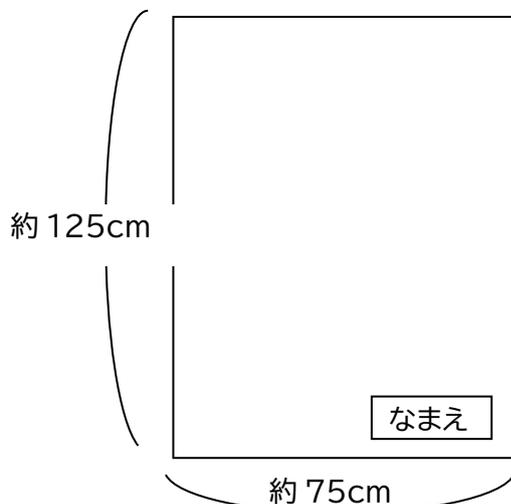


※バック、持ち物等は全て分かりやすい場所に大きく名前を書き、ひとつにまとめて

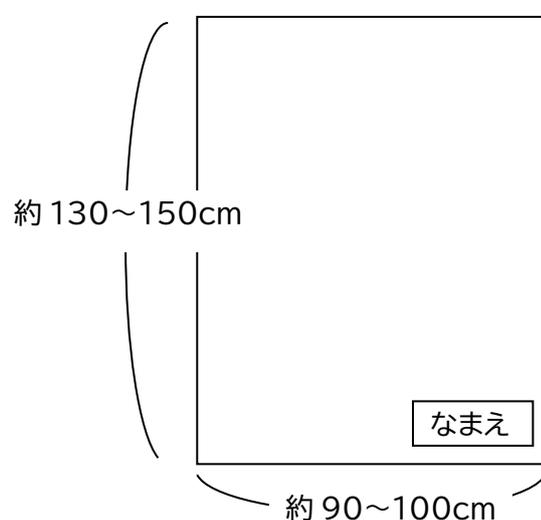
お持ちください。

☆下図を参考にして準備をお願いします。

※敷布団(袋状のカバーを付ける)



※毛布



◇ 健康管理

- 1 登所の際、健康状態についてお伺いします。病気や体調の悪い場合は、登園をご遠慮願います。
- 2 前日に発熱や嘔吐、下痢、その他身体に異常があったときは必ずもりあい認定こども園にご連絡ください。
※発熱の場合は、解熱後24時間が経過してから登所してください。
- 3 熱が37.5度以上の時、その他身体に異常がある時は保護者に連絡いたしますので、連絡先を明確にしておいてください。
- 4 朝ごはんは、1日の活動源になりますので必ず食べさせてから当園してください。
- 5 お薬は原則としてお預かりしません。
- 6 お子さんの状況や感染症により、お預かりできないこともあります。
- 7 感染症にかかった際には、医師の意見書(登所届)が必要になります。記入のうえ登園時に保育教諭に提出してください。用紙はこども園にありますので、お声掛けください。
- 8 爪は怪我の防止のため、短く切ってから登園してください。

※施設から度重なる注意等を受けた場合は、その後の申込みを制限又はお断りをする場合がありますのでご注意ください。

◇ 緊急時避難場所・避難所について

大きな災害が起こった場合の緊急時避難場所・避難所については下記のとおりです。
もりあい認定こども園に滞在することができなくなった場合は下記の施設に避難いたしますので、不在の場合は、そちらへお迎えに来てください。

*避難場所

(一時的に避難するところ)

- ①もりあい認定こども園の園庭東側
- ②ふたつやま公園(野田町字清水尻 5-1 外)
- ③森合市民プールの北側隣接公園

*避難所

(一時的な宿泊滞在が可能な施設)

福島市立森合小学校 校庭または体育館
024-557-0155



◇ その他

- ・住所、勤務先、勤務時間、連絡先(電話番号)等が変更になった場合は、必ず幼保支援課までお知らせください(保育認定等に関する書類の提出が必要です)。
- ・利用登録の際に面談をした場合でも、次の利用まで半年以上経過した場合は再度面談を行う場合があります。

◇ お問い合わせ

- | | | |
|-----------------|------------|--------------|
| ○登録申込み・予約に関すること | 福島市幼保支援課 | 024-572-3418 |
| ○保育に関すること | もりあい認定こども園 | 024-573-2800 |